株主各位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 日本マニュファクチャリングサービス株式会社 代表取締役社長 小 野 文 明

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月23日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成22年6月24日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー 7階 第1会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項 第25期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

第3号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.n-ms.co.jp) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度に生じたリーマンショックとその後の世界経済の混乱が落ち着きを取り戻し、中国、アジア新興国を始めとする海外需要の一部に成長が見られるようになる等、最悪期を脱したというコンセンサスが形成されつつある中で推移してまいりました。しかしながら、一方で各種経済指標は、依然として厳しい水準に留まっており、予断を許さない為替動向、更なるデフレ経済の進展、改善の進まない雇用情勢、低迷する設備投資等、景気の先行きをポジティブに捉える機運は高まる気配はなく、閉塞的な経済状況が完全に払拭される状況には至っておりません。

また当業界は、メーカー各社による在庫調整が一服するものの、製造派遣の派遣期限到来を巡る「2009年問題」に加え、民主党を中心とする連立政権の掲げた「製造派遣の原則禁止」が閣議決定される等、厳しい事業環境を招来することとなりました。メーカー各社は、製造派遣が原則禁止された場合の具体的対策として、生産拠点の海外移転、パートナー企業への委託(請負化)、自社での非正規社員雇用といった選択肢の中から最適解を導かねばならない状況にあります。中国、アジア新興国が製造拠点としての存在感を強め、国際的コスト競争が一層激烈化する中、メーカー各社は、中期的拠点政策について高度な経営判断を求められる局面に至っております。

このような状況のもとで、当社は、「マニュファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトに基づき、中期経営計画に定めた「主力事業であるインラインソリューション(IS)事業の事業体質の改善とマニュファクチャリングソリューション(MS)事業、エンジニアリングソリューション(ES)事業、グローバルソリューション(GS)事業の事業成長」に鋭意努力いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高11,224百万円(前年同期比24.3%減)、営業利益234百万円(前年同期比27.5%増)、経常利益230百万円(前

年同期比32.4%増)、当期純利益230百万円(前年同期は当期純損失152百万円)となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

IS事業におきましては、前事業年度に生じたクライアントメーカー各社の急激且つ大規模な在庫調整要請(派遣社員の雇い止め、生産数量の圧縮等)が当事業年度において一服することとなりました。メーカー各社は、前述のとおり製造派遣禁止後の対応を検討しており、製造拠点の海外シフトに向けて国内拠点を閉鎖するメーカー、自社での非正規社員雇用に切替えを進めるメーカーがある中、当社をご指名いただき請負化を進めるメーカーも多数おり、当社は既存顧客はもとより新規顧客に対しても積極的に請負化提案を進めてまいりました。具体的には、製造派遣の原則禁止に対する「製造派遣禁止対策セミナー」を東京、大阪を始めとする全国6都市にて開催し、請負化を検討する顧客の獲得を進めてまいりました。当該施策により、当社の豊富な請負化実績、請負化に向けての具体的な提案等が評価され、受注拡大を図ることができました。この結果、売上高は7,936百万円(前年同期比28.5%減)となりました。

MS事業におきましては、当事業年度において「テック(自社工場)を活用した収益性の高いビジネスの展開」を経営方針として掲げ、積極的に新規事業分野の開拓活動も進めてまいりましたが、業績拡大に直接寄与する有望業務受注には今一歩及ばない状況にて推移してまいりました。しかしながら、厳しい事業環境のもとでも既存の修理業務においては家庭用ゲーム機、携帯電話等で取扱業務範囲、取扱数量を維持、拡大する等、一定の健闘を見せてまいりました。特に携帯電話の修理業務は、メーカーからの更なる拡充要請を受け、中部地区に2拠点目(当社7拠点目)となる名古屋テックを新設するに至りました。この結果、売上高は2,526百万円(前年同期比11.0%増)となりました。

ES事業におきましては、前事業年度同様に事業拡大を目指して新規顧客獲得のための積極的な営業活動も図ってまいりましたが、当事業年度においては技術者派遣事業の需要拡大が望めない状況にて推移いたしました。有能な技術者確保が当該ビジネスモデルの競争条件であることから、国に対して雇用調整助成金を申請する等、十分な事業拡大が図られない中でも雇用の維持にも努めてまいりました。この結果、売上高は408百万円(前年同期比39.7%減)となりました。

GS事業におきましては、メーカー各社が円高を始めとする経済環境の変化の中でワールドワイドに生産体制の見直しを進めており、外国人技術

者の国内拠点での起用方針に変更が生じる等、厳しい状況にて推移してまいりました。一方、当社は、メーカー各社が中国、ASEAN地区へ生産拠点をシフトすることを前提とし、国内のみならず、海外でも当社の請負力を生かしたビジネスの展開を標榜し、中国、ASEAN諸国での「The UKEOI(グローバルフィールドでの請負)」を早期に実現すべく、その準備を進めてまいりました。この結果、売上高は352百万円(前年同期比54.2%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、91,704千円であります。 その主なものは、岩手テック(岩手県一関市)の機械設備の増設 (43,455千円)、ならびにEMSテクニカルセンター(宮城県岩沼市)の 機械設備の新設(33,304千円)であります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

Þ	₹	分	第 22 期 (平成19年3月期)	第 23 期 (平成20年3月期)	第 24 期 (平成21年3月期)	第 25 期 (当事業年度) (平成22年3月期)
売	上	高(千円)	15, 322, 954	16, 963, 390	14, 822, 278	11, 224, 269
当其	期純利益期純損失(又 は (千円)	234, 321	302, 015	△152 , 522	230, 016
1株 又は	当たり当期紀 当期純損失	純利益 :(△)(円・銭)	11, 371. 51	14, 352. 31	△7, 143. 89	11, 497. 36
総	資	産(千円)	3, 937, 870	4, 218, 540	2, 832, 535	3, 117, 418
純	資	産(千円)	811, 340	1, 252, 856	1, 069, 986	1, 295, 802
1 株	当たり純資	音額(円・銭)	39, 374. 00	57, 986. 49	52, 368. 15	64, 656. 00

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会	社	名	住	所	資 本 金 (US\$)	当社の議決権比率	事	業	内	容
(非連注 北京日 服務有[t) I際技術	中国制		210, 000	100%		おりる		部を業務

② 企業結合の成果

北京日華材創国際技術服務有限公司の平成21年12月期の売上高は25,956 千円、経常損失7,287千円、当期純損失7,287千円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社は、リーマンショック以降において経営規模が縮小し、成長軌道の見直しを図られた現状において、改めて一定規模の拡大を図っていくことを対処すべき課題の第一と認識しております。よって、規模拡大につながる事業課題を的確に解決していくことにプライオリティーを置くことといたします。先ずは、「請負力を活かした国内、海外での新規顧客開拓」、「MS事業における新規ビジネスの開発」の2点の実現が求められます。

①請負力を活かした国内、海外での新規顧客開拓

当社は、製造派遣の原則禁止という労働者派遣法の改正を踏まえ、クライアントとなる日本のメーカー各社に対してモノづくり力を有する戦略的パートナーとして請負化を積極的に提案してまいります。

製造派遣が常用型雇用を除き原則的に禁止される見通しとなった現在、メーカー各社はこれまでの製造派遣契約の見直しを迫られております。即ち、「自社での直接雇用に切り替える」、「これを機に中国、東南アジア等の労働コストの低廉な地域に生産拠点を移設する」、「コンプライアンスに優れ、モノづくり力を有する企業との請負契約に切り替える」といった選択肢の中から最適解を導くことが必要となっております。当社は、国内での豊富な請負事例をもとに顧客のニーズに合わせた製造請負を実現してまいります。特に請負化に向けての円滑な移行は、これまで培った請負化ノウハウだけでなく、テック(自社工場)の有する工場運営ノウハウも注入し、顧客満足度の高い請負化を実現いたしてまいります。

また、国内での請負を選択することなく、海外に生産拠点を移設するメーカーに対しても海外での請負「The UKEOI」を2年間に亘って準備してきた経験を活かし、積極的に受注獲得を目指します。既に国内での請負力をご評価いただき、共に海外での拠点立上げを進めるクライアントメーカーもおり、当該ニーズへの対応は、今後重要な経営課題となってくるものと認識しております。

当社は、国内、海外のいずれにおいてもメーカー各社が安心して請負化を 進めていくことのできるパートナーとして既存顧客に限らず、新規顧客に対 して積極的な営業活動を展開していきます。当事業年度において東京、大阪 を始めとして全国各地で6回開催し、好評を博した「製造派遣禁止対策セミ ナー」を今後も地道に開催し、既存顧客、新規顧客のニーズを的確に捉え、 新規受注の開拓を進めます。

②MS事業における新規ビジネスの開発

当社は、製造分野での人材ビジネス企業としては極めて稀有な戦略の一つとして、テック(自社工場)を活かしたモノづくり機能を内外に現してまいりました。これまで当該事業をMS事業として位置付け、経営資源を集中させてきた結果、リーマンショック以降のメーカー発注が大幅に落ち込む経済環境においても当該事業は一定の成長を残すことができました。

しかしながら、当社が中期経営計画にて目指す更なる成長シナリオにおいては、当該事業分野にて新規性の高いビジネスを取り込むことが喫緊の課題であると認識しております。当事業年度においてもブランドを有するファブレスメーカーと生産ラインを有する大手メーカーをつなぐ新たなビジネスモデルを考案したり、白物家電分野でのリコール対応等、フィールド修理分野への参入も図ってまいりましたが、当該事業の柱となるほどの規模拡大には

至っていない状況であります。

今後は、修理事業としての受託アイテム数を増やすと共に、機動力に優れる当社のテック(自社工場)を活かす新たな事業分野での業務拡大を目指してまいります。特にデジタル製品の修理業務に関しては、当事業年度において、積極的にデジタル修理技術のノウハウ蓄積を進めます。業界他社に先駆けて前事業年度末に設立したEMSテクニカルセンターを活かし、修理技術を有する付加価値の高い人材の供給も並行して進めてまいります。

また、IS事業の進める「The UKEOI」とも連動し、国内での修理 事業に関わらず海外でのデジタル修理事業の受託も視野に入れ、事業展開の ためのフィジビリティスタディを経て事業開始準備を進めてまいります。

(5) **主要な事業内容**(平成22年3月31日現在)

事 業 部 門	事 業 内 容
インラインソリューション (IS)事業	製造請負サービス(構内)、製造派遣サービス、 一般派遣サービス
マニュファクチャリングソリュ ーション (MS) 事業 (自社工 場による事業)	製造受託サービス、リペア受託サービス
エンジニアリングソリューショ ン (ES) 事業	技術者派遣サービス、各種設計開発受託サービス
グローバルソリューション (GS) 事業	外国人技術者派遣サービス、各種教育・研修サービス

(6) 主要な営業所及び工場 (平成22年3月31日現在)

① 本社:東京都新宿区

② 支店

名			称	所	在	地	名			称	所	在	地
北	上	支	店	岩手県北	上市		仙	台	支	店	宮城県岩	·沼市	
山	形	支	店	山形県天	童市		郡	Щ	支	店	福島県郡	山市	
さり	ハた	ま支	店	埼玉県さ	いたま市	方岩槻区	千	葉	支	店	千葉県千	葉市中央	区
佐	原	支	店	千葉県香	取市		横	浜	支	店	神奈川県	横浜市戸	塚区
厚	木	支	店	神奈川県	厚木市		名	古月	로 支	店	愛知県一	宮市	
大	阪	支	店	大阪府守	口市		久	留	米 支	店	福岡県久	.留米市	

③ 工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
岩手テック	岩手県一関市	宮城テック	宮城県岩沼市	
さいたまテック	埼玉県さいたま市岩槻区	千葉テック 千葉県香取市		
中部テック	愛知県一宮市	名古屋テック	愛知県名古屋市中区	
EMSテクニカル セ ン タ ー	宮城県岩沼市			

(7) **使用人の状況**(平成22年3月31日現在)

				従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与 (千円)
_	般	社	員	168	39. 5	4. 6	4, 201
現	場	社	員	3, 213	33. 7	2. 2	2, 485
合計又は平均			均	3, 381	34. 0	2. 3	2, 598

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成22年3月31日現在)

借 入 先	1	借	入	金	残	高
株式会社三菱東京UFJ銀	行				355, 0	00千円
株式会社三井住友銀	行				160, 0	00千円
株式会社商工組合中央金	庫				100, 0	00千円
株式会社りそな銀	行				35, 0	00千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況(平成22年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 82,400株

(2) 発行済株式の総数21,608株

(3) 株主数 753名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
7/K_1/4	(株)	(%)
ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合	7, 738	38. 87
小 野 文 明	3, 640	18. 29
日本マニュファクチャリングサービス社員持株会	773	3. 88
長 谷 川 京 司	528	2. 65
アサヒプリテック株式会社	500	2. 51
福 本 英 久	440	2. 21
ジェーピー モルガン チェース バンク 380084 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	345	1. 73
JAFCO Buyout No.2 Investment		
Limited Partnership(Cayman)L.P.	322	1.62
(常任代理人 野村信託銀行株式会社)		
中 村 亨	305	1. 53
山 田 文 彌	270	1.36

⁽注) 1. 当社は、自己株式を1,703株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成22年3月31日現在)

発 行 社	夬 議	日	平成21年 6 月24日
新株予	的権の	数	390個
新株予約権の目的と	なる株式の種類	と数	普通株式 390株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権	の払込金	額	無償
新株予約権の行使し 財 産 (こ際して出資され の 価	ıる 額	新株予約権1個当たり34,200円 (1株当たり 34,200円)
権利行	使 期	間	自 平成23年8月7日 至 平成26年8月6日
行 使 (か 条	件	(注) 1
役員の保有状況	取 締	役	新株予約権の数:365個 目的となる株式数:365株 保有者数:2人
収員の体制状体	監 査	役	新株予約権の数:25個 目的となる株式数:25株 保有者数:3人

- (注) 1.(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - (n) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任(但し、当社の事前の書面による承諾なくして、当社の事業と競合する会社の役職員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - (ハ) 就業規則により懲戒解雇、論旨退職若しくはそれに準じた制裁を受けた場合又は 会社に対して損害賠償義務を負う場合には、新株予約権を行使することはできない。
 - (二) 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所 に上場している場合に行使できるものとする。
 - (ま) 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益(会社 法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとす る)が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、新株予約権の行 使期間に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することが できない。
 - (へ) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を行使することができない。
 - 2. 新株予約権の数ならびに新株予約権の目的となる株式の数は期末日現在の数であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

発 行 決 議 日	平成21年 6 月24日				
新株予約権の数	1, 250個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,250株 (新株予約権1個につき 1株)				
新株予約権の払込金額	無償				
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額	新株予約権1個当たり34,200円 (1株当たり 34,200円)				
権利行使期間	自 平成23年8月7日 至 平成26年8月6日				
行 使 の 条 件	(注) 1				
使用人等への交付 当 社 使 用 人	新株予約権の数:1,250個 目的となる株式数:1,250株 交付者数:186人				

- (注) 1. (イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - (n) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任(但し、当社の事前の書面による承諾なくして、当社の事業と競合する会社の役職員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - (ハ) 就業規則により懲戒解雇、論旨退職若しくはそれに準じた制裁を受けた場合又は 会社に対して損害賠償義務を負う場合には、新株予約権を行使することはできない。
 - (二) 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所 に上場している場合に行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益(会社法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする)が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、新株予約権の行使期間に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。
 - (へ) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を行使すること ができない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成22年3月31日現在)

会	社におけ	る地位	Ĺ		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表	長 取 締	役 社	長	小	野	文	明	北京日華材創国際技術服務 有限公司 董事長
常	務 取	締	役	福	本	英	久	執行役員インラインソリューショ ン事業本部長
取	締		役	末	廣	紀	彦	執行役員コーポレート本部長 北京日華材創国際技術服務 有限公司 董事
常	勤監	查	役	土	橋	紀	隆	
監	查		役	古	中	正	昭	
監	查		役	大	原	達	朗	

- (注) 1. 監査役はすべて、社外監査役であります。
 - 2. 監査役大原達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当 程度の知見を有しております。
 - 3. 当社は、監査役大原達朗氏をジャスダック証券取引所(平成22年4月1日付 大阪 証券取引所と合併)の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出てお ります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支	給	人	員	支	給	額	摘	要
取	締	役				3名		71, 37	八円		
監	査	役				3名		8, 400	千円	うち社外監査役	3名8,400千円
合		計				6名		79, 77	千円		

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外監査役に関する事項

- ① 主な活動状況
 - · 常勤監查役土橋紀隆

当期開催の取締役会23回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

・監査役古中正昭 当期開催の取締役会23回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13 回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べて おります。

· 監查役大原達朗

当期開催の取締役会23回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

② 責任限定契約の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		25, 000)千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額		25, 000)千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、 当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の選任、解任又は不再任に関する次の事項については、監査役 会の決議によって行います。

会計監査人を会社法第340条第1項各号に基づき解任することに対する監査 役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができることとい たします。この場合においては、監査役会が選任した監査役は、解任後最初 の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グローバル社会の一員としてコンプライアンスを全ての企業活動の基本に置くという「経営理念」に基づき、取締役、社員の行動指針として「企業倫理規範」を制定している。さらに経営理念、企業倫理規範に関して社内会議、社員教育、他、様々な場面で社員に対する浸透化活動を適宜実施していくこととする。

当社は、当該理念の下、法令・定款への適合する活動を維持・改善する体制として社長直轄の内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス状況を逐次監査する仕組みを構築している。加えて公益通報者保護法に準拠した「内部通報規程」を定め、取締役、社員の不正を事前に発見するための「ヘルプライン」(内部通報ライン)を敷いている。今後、現行構築済みの各種仕組みを一層機能強化することで取締役、社員の職務執行におけるコンプライアンス体制を維持、改善していくこととする。

また、当社は社会貢献を果たす上で反社会勢力とは一切の関わりを持たないことを明確に表明し、それらの勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨んでいくこととする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内諸規程に準拠して適正に保管、管理していくこととする。

当社は、電磁的な文書管理を前提とし、紙媒体での文書の保管、管理に関する「文書管理規程」と電磁的情報の取り扱い方法を定めた「情報管理マニュアル」を統合し、「情報資産管理規程」として総合的な文書管理体制に改めている。加えて、電磁的な情報環境における情報管理のあるべき姿を「情報セキュリティーポリシー」の中で明確に定め、役員、社員に対して情報管理の行動指針として提示している。当該規程の下、適正な情報の保存、管理の体制を一層強化していくこととする。

また、個人情報の管理については、個人情報保護法に準拠した「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適正管理を進めている。当社は、当該情報管理に関しても適宜社員教育等を実施し、その体制の維持、改善に努めていくこととする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社におけるリスクが保有経営資源の滅失であると捉え、人、モノ、金、情報に対する損失を最小限に留める体制を敷いていく。

特に各種情報に関わるレピュテーションリスクは、他の経営資源の損失に対しても多大な影響を及ぼすものであることから、一層厳格な管理を実施していく必要があると認識している。こうした方針に基づき、情報に関するリスク管理は、「情報セキュリティーポリシー」に則り、物理的セキュリティー対策、技術的セキュリティー対策、人的セキュリティー対策に対策を区分した上で万全を期していく。

また、人的リスク、物的リスク、経済的リスクに係る対策としては、法務部門を強化して各種契約を適正に締結する体制を敷くとともに、各種業務におけるリスクを軽減すべく業務の標準化を担保するために基本規程(「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等)を随時見直し、適宜整備していく。加えて、当該規程に準拠した業務が適正に遂行されているかについて、内部監査室の業務監査を通じてモニタリングすることでリスク発生の未然防止の体制を構築していく。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで法令にて要請される事項、会社が意思決定すべき重要事項を遺漏なく決議する体制を敷いている。定時取締役会は、年度毎に1年間の開催スケジュールを「マネジメントカレンダー」の中で事前に定め、全取締役及び全監査役が全ての取締役会に出席できるように配慮している。

また、当社は、取締役の職務執行をより効率化するために代表取締役の下に配置された執行役員を構成員とする経営会議を毎月2回開催している。経営会議では、取締役会の決議事項に関する基本方針ならびに経営管理の執行方針の事前審議を行うとともに会社意思決定の補助機関として取締役会、代表取締役の諮問にこたえる会議体と位置づけている。

当社は、上述のコーポレート・ガバナンス体制の機能状況を常に点検し、 適宜改善を加えながら取締役の職務執行の効率性をより高めていくことと する。 (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、当該規程の中で管理責任者として所轄部門長を定めている。 所轄部門長は、子会社、関係会社を適正に管理するために当社グループの 各組織の経営方針、戦略等を徹底するとともに子会社、関係会社の経営を 指揮してグループとして最大成果を導くミッションを負わせている。

また、当該規程の中で子会社及び当社が必要と認める関係会社を対象として原則毎年1回以上、定期、臨時に内部監査室が業務監査を行うことを定めている。加えて子会社、関係会社に対して経理、財務、経営企画、人事、情報システムといった業務毎に当社の各主管部門が業務の適正性を日常業務の中でチェックする体制を敷いている。

当社は、上述のような子会社、関係会社に対する管理体制を維持、改善することで子会社における業務の適正を確保していくこととする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査の実効性を高め、且つ監査役の職務遂行を効率的に行うため、監査役がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、社員を配置することとしている。また、配置にあたっては、会社は監査役の意向を尊重して決定することとしている。(但し、平成22年3月31日現在は、監査役からの補助者配置の要請は生じていない)

補助者として配置される社員は、当社における他の職務を兼務しないこととしており、職務遂行にあたっては監査役の指揮命令の下で行う。また、 当該社員の評価については、監査役が行うこととし、取締役からの独立性 を確保していくこととする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への 報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、社員にその説明を求めている。また、期初に定めた年間監査スケジュールに則り、各部門を巡回し、業務監査を実施している。業務監査においては、部門会議の議事録、業務執行にかかる必要な書類等を閲覧し、社員からその経緯等について報告を受けている。

当社は、今後も上述のような監査役への報告体制を維持、改善していくこととする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査法人、内部監査室と連携 を密に取り、相互の監査品質向上に繋がる有効な情報交換を適宜実施して いる。特に四半期決算、年度決算においては、監査法人、内部監査室との 意見交換会を開催し、会社の業務執行状況、計算書類等に対して相互意見 交換を経てより適切に状況把握している。

加えて、監査役は、代表取締役との意見交換会を毎月1回開催しており、 こうした監査活動を通じて監査の実効性を高めていくこととする。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会 情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2, 831, 649	流動負債	1, 821, 615
現金及び預金	902, 419	短期借入金	650,000
売 掛 金	1, 631, 564		ŕ
仕 掛 品	12, 345	未 払 金	733, 135
貯 蔵 品	6, 750	未 払 費 用	127, 378
前払費用	45, 450	未払法人税等	68, 274
未収入金	114, 737		·
仮 払 金	31, 267	預 り 金	104, 921
繰延税金資産	76, 555	賞 与 引 当 金	137, 157
その他	12, 192	そ の 他	747
貸倒引当金	△1,634	•	
固定資産	285, 768		1, 821, 615
有形固定資産	114, 379	【純資産の部】	
建物	71, 415	株 主 資 本	1, 286, 977
機械及び装置	26, 777		
車 両 運 搬 具 工具、器具及び備品	10	資 本 金	500, 600
工具、器具及び備品 無 形 固 定 資 産	16, 176 19, 889	資本剰余金	216, 019
無 形 回 足 貝 座 ソ フ ト ウ エ ア	15, 589	資 本 準 備 金	216, 019
電話加入権	4, 299	利益剰余金	613, 831
投資その他の資産	151, 499		
投資有価証券	10,000	その他利益剰余金	613, 831
関係会社出資金	23, 365	繰越利益剰余金	613, 831
長期前払費用	2, 914	自己株式	△43, 472
敷金及び保証金	110, 061		·
繰 延 税 金 資 産	4, 693	新株予約権	8, 825
そ の 他	464	純 資 産 合 計	1, 295, 802
資 産 合 計	3, 117, 418	負債・純資産合計	3, 117, 418

損益計算書

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

(単位:千円)

	科				目		金	額
売		上		高				11, 224, 269
売	上		原	価				9, 310, 601
	売	上	総	禾	ij	益		1, 913, 667
販	売 費 及	び ー	般 管	理 費				1, 678, 882
	営	業		利		益		234, 785
営	業	外	収	益				8, 403
営	業	外	費	用				12, 754
	経	常		利		益		230, 433
特	別		利	益				
	雇用] 調	整	助	成	金	24, 192	24, 192
特	別		損	失				
	雇用] 調	整	支	出	金	51, 412	51, 412
税	引	前 当	期	純	利	益		203, 213
法	人税、	住」	民 税	及び	事 業	税	54, 446	
法	人	税	等	調	整	額	△81, 248	△26, 802
当	其	1	純	利		益		230, 016

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

(単位:千円)

									- LT- 1 1 1 1 /
			株	主 資	本				
		資本乗	自余 金	利益剰余金				*** 7 14	純資産合
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合 計	株主資本合 権	
		江		繰越利益剰余金					
平成21年3月31日残 高	500, 600	216, 019	216, 019	383, 814	383, 814	△30, 448	1, 069, 986		1, 069, 986
事業年度中の変動 額									
当期純利益				230, 016	230, 016		230, 016		230, 016
自己株式の取得						△13, 024	△13, 024		△13, 024
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純 額)								8, 825	8, 825
事業年度中の変動額合 計				230, 016	230, 016	△13, 024	216, 991	8, 825	225, 816
平成22年3月31日残 高	500, 600	216, 019	216, 019	613, 831	613, 831	△43, 472	1, 286, 977	8, 825	1, 295, 802

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

• 仕掛品

総平均法による原価法

貯蔵品

最終什入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物

(附属設備を除く) については定額法) を採用してお

ります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)

に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支 給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

119,953千円

(2) 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行4行と当座貸越契約を締結して おります。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

2,000,000千円 650,000千円

差引額

1,350,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

借入実行残高

1,309千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 その他の営業取引高

18,690千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普 通 株 式	21,608	I	_	21,608

(2) 自己株式の数に関する事項

株	式 0) 種	類	前事業年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普	通	株	式	1, 176	527		1, 703

(注) 普通株式の自己株式数の増加527株は、平成21年2月23日及び平成21年11月24日の取締役 会決議による自己株式の取得による増加であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

内訳		目的となる		なる	目的となる株式の数(株)						当事業年度末 残 高
PI	八百	株式種類		種 類	前事業年度末	増	加	減	令	当事業年度末	(千円)
平成17年新	株 予 約 権	普:	通	株式	340				340	_	-
平成18年新	株 予 約 権	普	通	株 式	1, 051				950	101	-
平成19年新	株 予 約 権	普	通	株式	193		_		181	12	_
	合 計				1,584		_		1, 471	113	_

- (注) 1. 目的となる株式の株は、権利行使可能数を記載しております。
 - 2. 目的となる株式の株の変動事由の概要

平成17年新株予約権の減少は、消滅によるものが340株であります。 平成18年新株予約権の減少は、消滅によるものが950株であります。 平成19年新株予約権の減少は、消滅によるものが181株であります。

3. 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

(4) 剰余金の配当に関する事項

決	議	株式の種 類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当た り配当額 (円)	基	準	日	効力発生日
平成22 24日定 総		普通株式	9	利益剰余金	500	平 3	成 2 2 月 3 1	2 年	平成22年 6月25日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	8, 927
賞与引当金	55, 809
未払社会保険料	7, 200
減価償却費	2, 284
新株予約権	3, 590
その他	3, 435
繰延税金資産小計	81, 248
評価性引当額	_
繰延税金資産合計	81, 248

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目 別の内訳

	(単位:%)
法定実効税率	40.69
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2. 52
住民税均等割等	3. 90
評価性引当額の増減	△60. 31
その他	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13. 19

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

						取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当 額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建					物	2, 933	2, 485	448
機	械	及	Ú	装	置	7, 000	6, 416	583
ソ	フ	١	ウ	エ	ア	11, 291	10, 211	1, 079
	合			計		21, 224	19, 113	2, 111

② 未経過リース料期末残高相当額

 1年以内
 2,173千円

 合計
 2,173千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

 支払リース料
 34,848千円

 減価償却費相当額
 33,635千円

 支払利息相当額
 307千円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法によっております。

利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額

を利息相当額とし、各期への配分方法については、利

息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料

1年以内6,279千円1年超4,842千円合計11,121千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。 借入金の使途は短期の運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	902, 419	902, 419	_
②売掛金	1, 631, 564	1, 631, 564	_
③未払金	(733, 135)	(733, 135)	_
④短期借入金	(650, 000)	(650, 000)	_

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項 ①現金及び預金、②売掛金、③未払金、④短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。
- (注) 2. 投資有価証券については非上場株式(貸借対照表計上額 10,000千円)であることから市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

64.656円00銭

(2) 1株当たり当期純利益

11,497円36銭

10. ストック・オプション等関係

- (1) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- ① ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び数	取締役2名、監査役1 名、関係会社取締役2 名、従業員21名	取締役2名、監査役2 名、関係会社取締役2 名、従業員441名	取締役3名	従業員63名
株 式 の 種 類 別 ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 400株	普通株式 1,500株	普通株式 120株	普通株式 103株
付 与 日	平成17年3月15日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 平成19年3月15日 至 平成27年3月14日	自 平成21年3月13日 至 平成28年3月10日	自 平成21年7月21日 至 平成29年6月27日	自 平成21年7月21日 至 平成29年6月27日

	平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び数	取締役2名、監査役3名	従業員186名
株 式 の 種 類 別 ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 390株	普通株式 1,250株
付 与 日	平成21年8月6日	平成21年8月6日
権利確定条件	(注) 4	(注) 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 平成23年8月7日 至 平成26年8月6日	自 平成23年8月7日 至 平成26年8月6日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、 監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子 会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満 了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予 約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ③ 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
 - ④ その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものと する。
 - 3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ③ 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
 - 4. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退社(但し、当社の事前の書面による承諾なくして、当社の事業と競合する会社の役職員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ③ 就業規則により懲戒解雇、論旨退職もしくはそれに準じた制裁を受けた場合また は会社に対して損害賠償義務を負う場合には、新株予約権を行使することはでき ない。
 - ④ 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
 - ⑤ 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益(会社法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする)が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、新株予約権の行使期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。
 - ⑥ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を行使することができない。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) ストック・オプションの数

		平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前	(株)				
前事業年度末		_	_	120	73
付与		-	_	_	_
失効		-	_	_	_
権利確定		-	_	120	73
未確定残		-	_	_	_
権利確定後	(株)				
前事業年度末		340	1, 051	_	_
権利確定		_	_	120	73
権利行使		_	_	_	_
失効		340	950	120	61
未行使残		-	101	_	12

		平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前	(株)		
前事業年度末		_	_
付与		390	1, 250
失効		-	106
権利確定		-	_
未確定残		390	1, 144
権利確定後	(株)		
前事業年度末		-	_
権利確定		-	_
権利行使		_	_
失効		_	_
未行使残		_	_

2) 単価情報

		平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	50, 000	60,000	150, 000	150, 000
行使時平均株価	(円)	_	-	_	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	_	-	_	_

		平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	34, 200	34, 200
行使時平均株価	(円)	_	_
公正な評価単価 (付与日)	(円)	19, 047	19, 047

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成21年6月24日決議のストック・オプションについての 公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価方法 ブラック・ショールズ法
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成21年 6 月24日 ストック・オプション
株価変動性(注)1	88.64%
予想残存期間(注) 2	3.50年
予想配当(注)3	1.46%
無リスク利子率(注) 4	0.506%

- (注) 1. 株価情報収集期間:平成18年2月7日~平成21年8月6日
 - 予想残存期間3.5年間であるため、該当期間に見合う直近期間を株価情報収集期間とした。なお、当社は株式公開後の期間が短く株価情報を十分に収集できない。そのため、類似企業の株価情報を基に株価変動性を見積った。
 - 2. 本ストック・オプションの権利行使期間は、平成23年8月7日から平成26年8月7日である。なお、当該算定において採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積ることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定した。
 - 3. 対象会社の配当予想である、500円とした。
 - 4. 評価基準日における償還年月日平成25年3月20日の超長期国債22(日本証券業協会店 頭売買参考統計値より)のレートを採用した。
- (3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、過去のストック・オプションの消却率を基に採用しております。

(4) 計算書類への影響額

販売費及び一般管理費 8,825千円

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、株式会社志摩電子工業の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。また当該取得に伴い、志摩電子工業(香港)有限公司及びShima Electronic Industry (Malaysia) Sdn., Bhdが孫会社となります。

(1) 株式取得の目的

当社は、株式会社志摩電子工業の株式を取得し、子会社化することにより、モノづくり 分野で世界をリードする国内メーカーの戦略的パートナーの地歩を固め、開発、設計、 実装、製造、修理、CSと全てのメーカープロセスに対してワンストップサービスを提供 することとなり、モノづくりカンパニー(The UKEOI)として一層の進化を遂げるものと 確信いたしております。

(2) 株式取得の相手先の名称

橋本 久俊

名古屋中小企業投資育成株式会社

橋本 由花

西村 章

(3) 買収する会社の名称、事業内容

株式会社志摩電子工業

· 事業内容 基板実装、設計、組立事業

基板検査装置事業

電源ユニット事業

志麾電子工業 (香港) 有限公司

· 事業内容 基板実装事業

Shima Electronic Industry (Malaysia) Sdn., Bhd

- · 事業内容 基板実装事業
- (4) 株式取得の時期

平成22年7月1日

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 108,969株 取得価額 未定 取得後の持分比率 100%

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については 四捨五入しております。)

会計監查報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月18日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年 4月20日開催の取締役会において、株式会社志摩電子工業の全株式を取得し、 同社を子会社化することについて決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実 施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取 締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎诵を図り、情報の収集及び 監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、 取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に おいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執 行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の 業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1 項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。子会 社については、子会社の役員等と意思疎诵及び情報の交換を図り、必要に 応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事 業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月25日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社 役 常勤監查役 土橋 紀 降 (EII) (社外監査役) 監査役 古中 TF. 昭 (印) (社外監查役) 監査役 (社外監査役) 大 原 達 朗印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金500円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は9.952,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日平成22年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に基づき、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は次のとおりであります。

<補欠取締役候補者>

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職状況)	所有する当社 の 株 式 数
板 谷 政 幸 (昭和41年11月1日生)	平成5年5月 株式会社コスモ入社 平成11年3月 テクノブレーン株式会社 入社 平成11年11月 旧 日本マニュファクチャリング サービス株式会社へ移籍 平成15年4月 同社 管理統括部長 就任 平成17年2月 現 日本マニュファクチャリング サービス株式会社 執行役員管理 本部長 就任 平成18年4月 同社執行役員総務人事本部長就任 平成19年3月 同社執行役員コーポレート本部 副本部長 就任 平成20年4月 同社 執行役員フラインソリューション事業本部副本部長 就任 平成22年4月 同社 執行役員事業本部副本部長 (現任)	78株

⁽注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役土橋紀隆、古中正昭の両氏が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者及び補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

<監査役候補者>

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、	当社における地位 要な兼職状況)	所有する 当社の株 式 数
		昭和45年4月 平成2年8月	株式会社小松製作所 入社 アドバンスト・シリコン・マテリ	
		平成11年10月	アルズ株式会社 取締役 株式会社小松製作所 経営企画室	
1	明 石 俊 夫 (昭和23年3月27日生)	平成12年4月	主幹 同社国際事業本部 業務部長	0株
		平成19年4月	ギガフォトン株式会社 常勤監査役	
		平成22年4月	当社 顧問 (現任)	
		昭和49年5月	本田技研工業株式会社 入社	
		平成4年4月	Honda (Suisse) S. A代表取締役社長	
		平成10年5月	Honda Philippiness Inc.	
			代表取締役社長	
		平成12年4月	本田技研工業株式会社	
2	青木陽一		アジア大洋州本部中国部長	0株
2 (昭和	(昭和24年5月22日生) 	平成15年9月	Honda Automobile (Thailand)	07/1
			Co. Ltd. 代表取締役社長	
		平成19年1月	Honda Motor Europe Ltd.	
			監査室長	
		平成22年4月	当社 顧問	
			(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 監査役候補者明石俊夫氏及び青木陽一氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 明石俊夫氏には会社経営者としての見地・見識に基づき、経営判断において高度な 視点からのアドバイスを期待しております。
 - 4. 青木陽一氏には会社経営者としての見地・見識に基づき、経営判断において高度な 視点からのアドバイスを期待しております。
 - 5. 監査役候補者明石俊夫氏及び青木陽一氏が監査役に就任された場合には社外監査役 として当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度 内で締結する予定であります。

<補欠監査役候補者>

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、	当社における地位 要な兼職状況)	所有する 当社の株 式 数
		昭和43年4月	ソニー株式会社 入社	
		昭和53年1月	同社 撮像管理部門	
			資材購買 経営管理担当	
		昭和61年11月	同社 部門情報システム課	
3	3 栗 原 進 (昭和24年7月15日生)		マネジメント担当総括課長	0株
		平成12年11月	ソニーファシリティマネジメント	U17K
			株式会社 (出向)	
		副事業部長 業務監査室長	副事業部長 業務監査室長	
		平成22年1月	当社 顧問	
			(現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠監査役候補者栗原進氏は、社外監査役の候補者であります。
 - 3. 補欠監査役候補者栗原進氏は直接、企業経営に関与した経験はありませんが、監査 実務の経験を有しており、社外監査役としての職務を遂行することができると判断 しております。
 - 4. 補欠監査役候補者栗原進氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で会社 法第427条第1項及び定款の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予 定であります。

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要 とする理由

当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員に対し、 モチベーション向上による業績向上に対する意欲や士気を高めるためのイン センティブを与えることを目的とするものであります。

- 2. 新株予約権割当の対象者
 - 当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員
- 3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内 容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普诵株式 100株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

100個を上限とする。

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式の数(以下「付与株式数」 という。)は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上 げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる

 既発行 + 新規発行株式数×1株当り払込金額 株式数 + 新株式発行前の時価

 調整後行使価額 = 清 整 前 大 行使価額
 既発行株式数 + 新規発行株式数

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から3年間とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これ を行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得し た場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ③当社が普通株式を大阪証券取引所その他これに類する国内の証券取 引所に上場している場合に行使できるものとする。
 - ④新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益(会社法第444条第5項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする。)が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。ただし、(5)に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。
 - ⑤その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割り当て を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
- (7) 新株予約権の取得事由

以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を 無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部 を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定 するものとする。

- ①前記(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行 使できなくなった場合。
- ②新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ③当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会 社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案 について株主総会の承認決議がなされた場合。
- (8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とす る。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本 金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増 加限度額の2分の1の金銭とし、計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本 準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増 加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

メ	ŧ

メ	ŧ

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー 7階 第1会議室 (7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)

電話 (03) 5353-9300 山手通り 新宿中央 公園 都営大江戸線 東京オペラシティ 新宿 ランプ 新国立劇場 初台 ランプ NTT ●新宿本社ビル 甲州街道 初台駅 毎京王新線 ■ 都當新宿線 ▼京王線 首都高速 4 号線

「交通のご案内」

- ・京王新線(都営新宿線乗り入れ) 「初台駅」より徒歩3分
- ・山手通り・甲州街道初台交差点角